

写真家 阿部秀樹（以下甲という）が貸出し又は使用に供するライツコントロール・デジタルメディア（写真、イラスト、画像、映像フィルム、音楽音声及びその他の形式によるコンテンツは、甲の Web サイトからダウンロードされたもの、他記録メディアによる引渡しを問わず（以下 RC デジタルメディアという）の借主又は使用者（以下乙という）は下記条件を遵守し、ここに貸出・使用条件を確認・合意する。

又、RC デジタルメディアは著作権法により保護されている著作物であることを乙は確認するとともに、甲より許諾された RC デジタルメディアの使用権を、本規定及び著作権法の定めるところに従って行使することを了承する。

第1条 使用について

- 1-1、RC デジタルメディアは印刷・複製・放映等に使用権設定の検討のため貸出するものであり、検討後又は使用後速やかに乙は RC デジタルメディアを物理的に消去する。検討期間は 14 日とする。
- 1-2、乙による RC デジタルメディアの使用に際しては、用途・使用料金・使用期間等、使用条件の合意に基づく甲の事前の許諾を必要とする。甲の許諾は、当該使用に対する使用料金の請求書をもって確認する。甲の事前許諾なく乙が RC デジタルメディアを使用した場合は、不正使用とみなされ、乙は、1 回の使用につき通常料金の 10 倍を甲の損害額とし甲に支払うものとする。
- 1-3、RC デジタルメディアの使用料金は使用用途、目的、使用サイズ、期間等に基づき決定される。
- 1-4、RC デジタルメディアの使用は、一社・一種で一回限りを前提とし、増版・再版並びに同一用途でも使用の都度、乙は該当使用料金を甲に支払うものとする。
- 1-5、RC デジタルメディアの使用権は日本国内における非独占使用権を原則とする。乙は、RC デジタルメディアと同一または類似の RC デジタルメディアが他で使用される場合があることを了解するものとする。
- 1-6、乙による RC デジタルメディアの使用権の範囲が日本国外に及ぶ場合や独占使用権設定を必要とする場合は、乙は甲に事前申請し、使用決定前に書面による甲の許諾を得る必要がある。その場合に於いても既に重複使用されている RC デジタルメディアは独占使用権を設定できません。

第2条 制限事項

- 2-1、政治・宗教・風俗関連の使用及びそれに類するもの、または特殊な用途・目的によっては、甲は使用権を認可しない場合がある。

- 2-2、乙は、本契約に基づきいかなる権利もサブライセンス、売却、譲渡、移管、質入、抵当権の設定等はすることはできません。
- 2-3、「許可される使用範囲」に従って RC デジタルメディアを加工した派生的作品を販売したり、その作品を貴社のライセンスとすることはできません。
- 2-4、オリジナルの RC デジタルメディアと誤解される様な酷似した作品をライセンス化することはできません。
- 2-5、RC デジタルメディアをロゴ、商標またはサービスマークに使用することはできません。
- 2-6、RC デジタルメディアはダウンロード可能な形式で Web 等に掲載することや販売、ライセンス化あるいは頒布することはできません。
- 2-7、モデルが主演している RC デジタルメディアで、そのモデルが個人的にある製品やサービスを使用または保証するかのよう、誤解をされるような方法で使用された場合、または RC デジタルメディアのモデルについての描写が、そのモデルの著作者人格権（著作権法第 5 2 条）を犯す可能性がある場合、乙は、この使用の際は、このモデルは単なるモデルであり、RC デジタルメディアは例示としての目的の為にのみ使用されているものである旨をその都度、説明を記述する義務があります。
- 2-8、直接的か間接的かよるかを問わず、RC デジタルメディアを、わいせつ、誹謗中傷、誹毀またはその他の非合法な方法で使用することを一切禁止いたします。
- 2-9、乙は、著作権の表示、阿部秀樹写真事務所の名称、RC デジタルメディアの ID ナンバーを、電子ファイルの一部として、その他 RC デジタルメディアのオリジナル版状態のまま引続き保有しなければなりません。
- 2-10、甲は RC デジタルメディア素材に表現された名称、商標、トレードレス、登録済、未登録あるいは著作権保護されている作品等に対し何の権利も付与せず保証もしておりません。乙は、使用するに当たり上記に関する必要な権利や同意は自ら取得する必要があり、その費用が発生した場合は乙自ら支払い甲に請求しないことを了承するものとします。

第 3 条 補償

- 3-1、乙は、本契約の不履行や不注意によって申し立てられたいかなる請求について、甲を補償し免責することに同意していただきます。

第 4 条 製品の保証

- 4-1、引渡時から 14 日間、提供した RC デジタルメディアの素材及び製品について欠陥がないことを保証します。またその期間中に上記の保証において欠陥が発生した場合は、その弁済方法としては、RC デジタルメディアの新規に交換することのみに限定させていただきます。

4-2、甲は、特定の目的に対しての RC デジタルメディアの商品性、適合性など感知いたしていません。甲は、乙または他の第三者もしくは法人に対し、乙による RC デジタルメディアの使用、本契約、RC デジタルメディアに関する請求書等で発生したあらゆる損害賠償等または付随的損害、あるいは逸失利益または他のあらゆる損害、費用または損失に関し、甲がかかる損害、費用または損失の可能性を通知されていたとしても、これに対していかなる場合も責任を負いません。

第5条 注意事項

- 5-1、乙が甲より、デジタルデータではなく、ポジフィルム形態で RC デジタルメディア貸出を受けた場合、以下のことを了承する。
- (1) 検討後又は使用後は速やかに乙は甲に RC デジタルメディアを返却する。
 - (2) 乙が甲より許諾を得、使用過程で制作したデュープ、インターネガ、プリンテ デジタルデータ等の RC デジタルメディアの複製物は甲の指示に従い、使用後速やかに全て返却または破棄する。
 - (2) RC デジタルメディアの貸出期間は、検討期間として 14 日間、使用の場合は使用決定日より 60 日間とする。乙が同期間を超えて RC デジタルメディアを返却しない場合、乙は返却延滞料を甲に支払う。また、貸出日より 180 日を経過しても乙が RC デジタルメディアを返却しない場合は紛失とみなされる。RC デジタルメディアを紛失又は全損した場合は、その各々のオリジナル・デジタルメディア価格の補償金を甲に支払う。
- 5-2、甲は乙に対して使用权の停止、貸出 RC デジタルメディアの即時返還請求、及び損害相当の賠償金支払い請求をする様な状況になった場合、甲が乙より既に受領した使用料金は一切返金されない。

第6条 所轄裁判所

- 6-1、甲と乙間において本契約事項にかかわる紛争が発生したときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。
- 6-2、なお国際物品売買契約に関する国連条約は本契約を規定するものではありません。

第7条 権利放棄

- 7-1、乙が権利放棄をする場合は書面による明確な権利放棄がなされない限り、乙は本契約の権利放棄とみなされません。

第8条 完全合意

- 8-1、本契約はライセンスコントロール・デジタルメディア契約のあらゆる条件を含むものであり、両当事者の授権された代表者の署名のある書面が交わされない限り、いかな

る条項または条件も追加または削除されるものではありません。

阿部秀樹写真事務所 静岡県伊豆の国市長岡 226-1 TEL : 090-3080-8740 e-mail : squid-abe@nifty.com